

宮城県立がんセンター栄養サポートチーム認定教育施設臨床実地修練プログラム要綱

(目的)

- 第1 この要綱は、宮城県立がんセンター（以下、「当院」という。）が、栄養管理のための専門的な知識・技術を有する看護師、薬剤師及び管理栄養士等を養成するため、一般社団法人日本栄養治療学会による栄養サポートチーム認定教育施設として、日本栄養治療学会栄養サポートチーム専門療法士認定規程第6条（5）の資格を満たすために必要な実地修練（以下、「実地修練」という。）の実施に関して必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 なお、実地修練については、この要綱で定めるほか日本栄養治療学会認定教育施設制度規則に則り実施することとする。

(対象者)

- 第2 次の各号のすべてを満たす者とする。
- （1） 日本国の管理栄養士、看護師、薬剤師、臨床検査技師、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、診療放射線技師のいずれかに係る国家資格を有する者。
 - （2） 前項に規定する国家資格により3年以上、医療・福祉施設に勤務し、当該施設において栄養管理に関する業務に従事した経験を有する者。

(責任者)

- 第3 日本栄養治療学会認定医を責任者とする。

(研修カリキュラム)

- 第4 次の内容を含む臨床実地修練を合計40時間以上となるように実施する。

- （1） 栄養障害例の抽出・早期対応（スクリーニング法）
- （2） 栄養薬剤・栄養剤・食品の選択・適正使用法の指導
- （3） 経静脈栄養剤の側管投与法・薬剤配合変化の指摘
- （4） 経静脈輸液適正調剤法の取得
- （5） 経静脈栄養のプランニングとモニタリング
- （6） 経腸栄養剤の衛生管理・適正調剤法の指導
- （7） 経腸栄養・経口栄養のプランニングとモニタリング
- （8） 簡易懸濁法の実施と有用性の理解
- （9） 栄養療法に関する合併症の予防・発生時の対応
- （10） 栄養療法に関する問題点・リスク抽出
- （11） 栄養管理についての患者・家族への説明・指導
- （12） 在宅栄養・院外施設での栄養管理法の指導

(募集案内)

- 第5 第4に示した研修カリキュラムに基づき、実地修練1回あたりの定員を4名程度として、当院ホームページにて募集案内を行う。

- 2 責任者は、応募者が第2に定める資格要件に適合すると認めたときは、修練性として決定し、受け入れを通知するものとする。ただし、定員を超える応募があった場合は、責任者が選定の上、修練生を決定する。
- 3 責任者は、特別な理由がある場合は、前項の決定を変更することができる。

(遵守事項)

第6 修練生は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 修練生は、センターの諸規則を遵守するとともに、指導を行う者の指示に基づき実地修練を受けなければならない。
- (2) 修練生は、あらかじめ院長に対し、「誓約書」(別紙様式1)を提出しなければならない。
- (3) 修練生は、あらかじめ予防接種を受けるなどの感染予防措置を講ずるとともに、自己免疫の有無について確認している場合は、その結果について併せて院長に報告しなければならない。
- (4) 修練生は、個人情報等研修中に知り得た情報(公開されたものを除く。)について、他に一切漏らしてはならない。また、研修終了後においても同様とする。

(費用)

第7 第4の事業の実施に際し、修練生は院長等が別に定める日までに、研修費を納入しなければならない。

- 2 前項の研修費は、修練生1人1回につき20,000円とする。ただし、特別の事情があると院長が認める場合には、院長が別に定める額とすることができる。
- 3 第2項の規定にかかわらず、院長が特別の事由があると認める場合には、費用の負担を免除することができる。
- 4 納入を受けた費用は返還しない。ただし、院長が特別の事由があると認める場合には、返還することができる

(修練を中止する場合)

第8 責任者は、修練生が次の各号のいずれかに該当するときは、当該修練生に係る実地修練を中止することができる。

- (1) 正当な理由なく実地修練に参加しないとき
- (2) 規律に違反し、改善の見込みがないとき
- (3) 心身の故障等により実地修練を中止することが適当と認められるとき

(修了報告書)

第9 責任者は、実地修練終了後、速やかに認定・資格制度委員会へ実地修練修了を報告するものとする。

- 2 責任者は、日本栄養治療学会から臨床実地修練修了証(以下、「修了証」という。)の送

付を受けた後、速やかに各修了者に修了証を送付するものとする。

(庶務)

第 1 0 修練生の受入に関する事務は、医療局栄養管理室において行う。

(要綱の改廃)

第 1 1 この要綱の改廃は、当院栄養委員会の議を経て行うものとする。

(その他)

第 1 2 この要綱に定めるもののほか、本実地修練に関して必要な事項は、院長等が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 14 日から施行する。